

ヤングレフェリー育成プロジェクトの具体的な進め方について

日本ハンドボール協会審判部

1. 都道府県協会

- (1) 平成18年7月までに育成担当者等を決定し、体制を整備し、日本協会審判部担当者に報告する。
- (2) 要項に基づいて広報活動を行い、希望者が出た場合には本年度は独自プランで育成にあたる。
- (3) 希望者が出た場合には、その都度、日本協会審判部担当者に報告する。
- (4) 力量に応じて、講習会と並行して各種大会において吹笛の機会を与える。
- (5) 優秀者については、ブロック審判長に推薦する。
- (6) 必要に応じて、仮公認ワッペンを申請する。

2. ブロック協会

- (1) 平成18年9月までに育成担当者等を決定し、体制を整備し、日本協会審判部担当者に報告する。
- (2) 都道府県審判長から推薦があった場合には、本年度は独自プランで育成にあたる。
- (3) 推薦者が出た場合には、その都度、日本協会担当者に報告する。
- (4) 力量に応じて、講習会と並行して各種大会において吹笛の機会を与える。
- (5) 優秀者については、JHAレフェリーコースに推薦する。
- (6) NTSブロックトレーニングを視察し、具体的内容を把握し、ヤングレフェリー育成の参考にする。

3. 日本協会審判部

- (1) 要項、報告書、申込書および指示文書を都道府県・ブロック審判長へ送付する。
- (2) 「競技規則入門書」、「研修の手引き」を平成18年度内に作成し、都道府県・ブロック協会へ配布する。
- (3) 日本協会仮公認ワッペンを早急に作成する。
- (4) NTSブロックおよびセンタートレーニングとの連携を検討し、NTS担当者との打合せを行う。
- (5) 審判部審査指導委員会・ルール研究委員会・国際委員会の連携を深め、JHAレフェリーコースのプログラムを検討し、決定する。
- (6) 審判部審査指導委員は、NTSブロックおよびセンタートレーニングを視察し、内容を把握して講習会の参考とする。
- (7) NTS時の指導にあたるトップレフェリーの選考を行う。
- (8) 上記事項実施の経費を計上する。